

6月定例会

補正予算など9議案を可決・同意

令和8年6月定例会は、6月5日に招集され8日間の会期で開催されました。

定例会に提出された議案は、議員提出3議案、町長提出6議案と報告4件で、いずれも慎重な審議が行われ、可決・同意されました。

また、9名の議員による一般質問及び請願の審議を行い、6月11日に閉会しました。

議決結果《6月定例会》

賛成＝○ 反対＝●

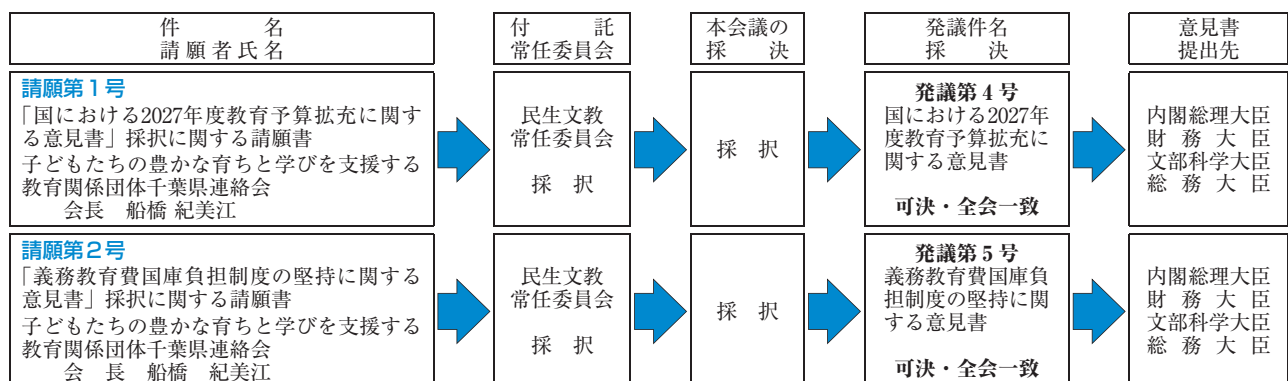
発議3件、議案6件、報告4件のうち、賛否が分かれた案件は6件でした。議案名中の「横芝光町」と「～について」は、省略表示しています。

議案番号	議案名	議決結果	1 森 大地	2 内田 美穂	3 霞 浩子	4 市原 成一	5 印東 彦治	6 小倉 弘業	7 森川 貴恵	8 秋鹿 幹夫	9 宮園 博香	10 山崎 義貞	12 鈴木 輝男	13 川島 仁	14 川島 富士子	15 鈴木 克征	16 鈴木 唯夫
発議第1号	議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定	原案可決	○	○	○	○	●	○	○	●	○	●	○	○	○	○	○
発議第2号	議会委員会条例の一部を改正する条例の制定	原案可決	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
発議第3号	議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第1号	専決処分の承認を求めること(国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第2号	専決処分の承認を求めること(税条例の一部を改正する条例の制定)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第3号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第4号	特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第5号	令和8年度一般会計補正予算(第1号)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第6号	教育委員会委員の任命(古山 一郎氏)	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
報告第1号	令和7年度一般会計継続費繰越報告																
報告第2号	令和7年度一般会計繰越明許費繰越報告																
報告第3号	令和7年度一般会計事故繰越し繰越報告																
報告第4号	令和7年度介護保険特別会計継続費繰越報告																

(注)議長は議事進行を行うため賛否表明はしません。賛否同数の場合のみ、「議長採決」として表明します。

請願2件を採択

6月定例会に提出された請願2件は、民生文教常任委員会へ付託され、審査されました。
結果は下記のとおりで、採択された意見書2件は議長名で各関係機関へ提出しました。



Pick up! 議会改革

横芝光町議会は、機能的な議会を目指し、議会改革に取り組んでいます。

これまで議会改革検討事項4項目として「議会の議員定数、議員報酬、政務活動費等」に関して、議会議員全員協議会において検討をしてきました。検討事項について討議を重ねた結果、下記のとおり、6月議会定例会本会議において賛成多数で可決されました。

発議第1号

議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定

議員定数を16人から14人に改めます。

※次の一般選挙から適用されます。

発議第2号

議会委員会条例の一部を改正する条例の制定

◆常任委員会の名称、委員定数及びその所管の見直し

現行 総務経済常任委員会 8人 → 改正後 総務民生常任委員会 7名
民生文教常任委員会 8人 → 経済文教常任委員会 7名

※名称変更に合わせて所管の均衡を図ります。

◆議会運営委員会の委員の定数

現行 7人 → 改正後 6人

◆資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の定数

現行 8人 → 改正後 7人

※次の一般選挙後から適用されます。

発議第3号

議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定

現在の月額2万円から月額1万円に引下げます。

※次の一般選挙後から適用されます。

議案第3号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定

議員の報酬額を、下記のとおり見直します。

報酬月額

区分	改定前	改定後	引上額(引上率)
議長	271,000円	306,000円	35,000円(12.9%)
副議長	217,000円	252,000円	35,000円(16.1%)
議員	202,000円	237,000円	35,000円(17.3%)

※次の一般選挙後から適用されます。